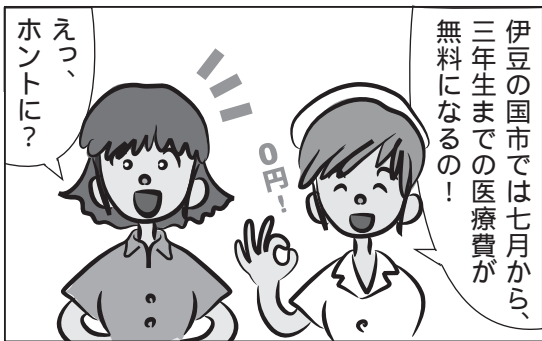


こそだて安心ママ

助かるわ!こども医療費の巻



子どもって小学校中学年くらいまで、けっこう医療費がかかるわ...



伊豆の国市では七月から三年生までの医療費が無料になるの!



住んでよかった伊豆の国市。助かるわ。病院では受給者証の提示をお忘れなく!

親子で友だち作り!

二つの会で会員募集します

母親クラブ会員
母親クラブは、地域における母親たちの連帯組織です。子どもたちの健康や食・しつけ、社会生活について話し合いながら学びませんか。条件は「母親」であること。年齢は問いません。

【活動】月一回程度 *都合の良いときだけの参加もできます。ただしその場合も会員登録は必要です。

【主な内容】市立幼稚園を訪問し、歌や人形劇、手品等を

幼児学級会員
未就園児とその親を対象とした学級です。親子と一緒に参加ください。

【活動】月一回程度



大仁児童館 (中央図書館・大仁市民会館の間)

【場所】(伊豆長岡地区・大仁地区)大仁児童館、(葦山地区)葦山農村環境改善センター

【主な内容】親子でできる遊びや体操・おやつづくり、ハイキング等の活動を各地区ごとで行います。

【入会金】千円

【申込み方法】五月十三日(火)~十八日(日)の間に、大仁児童館へ申し込み。

児童手当

今まで所得制限で受けられなかった人へ、五月分までの児童手当は、平成十八年中の所得により受給できるかどうかを決定しますが、六月分からの手当は平成十九年中の所得により決定します。今まで所得制限により児童手当を受給できなかった人も、所得や家族状況に変りがあった場合、六月から受給できることがあります。お心当たりの人は、五月中に認定請求をしてください。

児童手当制度とは
「子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる」、そのような人に支給される手当。

六月、十月、二月の年三回に分けて支給されます。ただし、日本国内に住所があること、手当がもらえるのは子どもが小学校を卒業するまで、所得額による制限あり、という条件があります。

手当の額
三歳の誕生日分まで月額一万円(一律)、三歳の誕生日の翌月分から一人目、二人目の子どもは月額五万円、三人目以降の子どもは月額一万円です。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 福祉課
電話0558(76)8008



さらに充実 親子の社交場

地域子育て支援センター「たなほ」

市では昨年度、未就園児親子の交流の場として、葦山交流センター内に子育て支援センター「すみれ」を開設しました(現・ニ支援センターの最新情報は二十一日ページ記事参照)。

今年度は、さらに子育て支援を充実するため、ひまわり保育園大仁分園内の子育て支援センターを大仁いきいきシ

ニアセンターに移転・改修して、子育て支援センター「たなほ」として活用していく予定です。ご期待ください。

問合せ こども育成課
電話055(948)1447



地域子育て支援センター「すみれ」

七月一日(火)、待望のスタート!!

こども医療費助成事業

問合せ 福祉課 電話0558(76)8008



小学校3年生までの医療費が自己負担0円になります!

小学校三年生までの子どもがいる家庭に朗報です。現在実施している乳幼児医療費助成事業。これは、子育て中の家庭を支援するため、乳幼児にかかる医療費への県の助成額に市の単独補助を加え、医療費負担を無料にする

という制度です。伊豆の国市では、七月一日(火)から、小学三年生まで助成対象を拡大します。それにより、事業名も「こども医療費助成事業」と改めてスタートします。このサービスを受けるため

には、こども医療費受給者証が必要で、市内に住む小学校一年生から三年生までの子どもを持つ保護者の皆さんは、受給者証の交付手続きをしてください。制度の詳細内容は、次のとおりです。

こども医療費助成事業

制度導入まで
市では現在、子どもの疾病の慢性化の予防促進と、保護者の経済的負担の軽減を目的として、未就学児を対象に、入院および通院にかかる保険診療分の医療費と、入院時の食事療養費を助成する「乳幼児医療費助成制度」を実施しています。

平成二十年七月一日から、対象者を小学校三年生の児童まで拡大して、「こども医療費助成制度」をスタートします。すでに乳幼児医療費受給者証の交付を受けている人は、そのまま利用できますが、小学校一年生から三年生については、交付手続きが必要となります。

医療費の助成の方法

受給資格者は、県内の医療機関等で受診したとき、保険証と一緒に「こども医療費助成金受給者証」を提示してください。保険診療分の医療費と、入院時の食事療養費について、無料となります。

*他の公費助成となる受給者証をお持ちの人は、そちらを提示し助成を受けた上で、後日、市役所窓口にて償還払い

申請を行ってください。

受給者証の交付手続き

対象の家庭には市から個別に通知しますので、通知受領後、受付期間内に、市役所各窓口で手続きしてください。

【持ち物】 印鑑 子ども健康保険証

【受付期間】 五月二十六日(月)~六月十九日(木)

*なお、児童手当と現在実施している乳幼児医療費更新の手続きを六月九日(月)から実施します。併せて手続きをお願いいたします。

受付場所(市役所三庁舎)



大仁庁舎福祉課 電話 0558 76 8008



伊豆長岡庁舎市民サービス課



葦山庁舎葦山市民サービス課